

重点取組業務 第三期-第四期（案）対照表

・第四期 評価期間は「大阪府教育振興基本計画」の終期と合わせ2022年度までの4年間とする。
 ・「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」の終期（2020年度）が評価期間の中間年にあたる為、進捗確認・調整を行う。

基本方針		第三期（H28-30）			三期→四期の関係	第四期（2019（H31）-2022）			
		番号	重点取組業務	具体的方策		番号	重点取組業務（案）	内容	
1	府立図書館は、市町村立図書館を支援し、大阪府全域の図書館サービスを一層充実させます。	1-1	府域市町村立図書館へのより効果的な資料および情報の提供を行い、図書館間相互の連携・協力を強化します。	① 情報流通による支援 ② 資料搬送による支援 ③ 連携・協力のための支援	①を1-2、②を1-1に分割し、それぞれ深化を図りつつ継続 ③→1-2で継続	1-1	より一層効率的な資料搬送業務を通じて、府域図書館への支援を拡充します。	協力貸出資料の範囲拡大を図ると共に、協力車の更なる利活用に向けた方策を行う （例：同一運行コース内の市町村間貸借資料の受け渡し）	
		1-2	府域図書館職員的能力向上を図るため、研修事業を充実します。	① 研修機会の提供		継続するとともに、新たな方策に取り組む	1-2	府域図書館間情報ネットワークの機能強化を図ります。	府域図書館間における情報共有に資するため、府域図書館ネットワークによる情報収集や府域図書館への情報発信の強化を図る （例：新たなコミュニケーションツールの活用、災害時の危機管理対応に関する情報収集と共有）
		1-3	図書館サービスを充実させるための調査・研究活動を進めるとともに、府立図書館の蔵書に精通し、幅広い能力を身に着けた司書の育成と継承に努めます。	① 調査研究の実施 ② 府立図書館司書の人材育成		継続し、深化を図る	1-3	府域図書館職員等の能力向上を図るため、研修事業の新たな方策に取り組むなど、充実を図ります。	司書のキャリア形成に資する研修メニューの提示方法を工夫するとともに、研修情報の発信を強化する （例：動画による研修情報の発信）
2	府立図書館は、幅広い資料の収集・保存に努め、すべての府民が正確な情報・知識を得られるようサポートします。	2-1	資料収蔵能力の確保に努めつつ、効果的な蔵書の構築をめざします。	① 保存対象資料の精査 ② 効果的な蔵書の構築	継続	2-1	資料収蔵能力の確保に努めつつ、効果的な蔵書の構築をめざします。	① 保存対象資料の精査 ② 効果的な蔵書の構築 （例：商用データベースや電子媒体資料と紙媒体資料の効果的な提供方法の検討）	
		2-2	図書館資料と検索技術に精通した職員（司書）の専門性を活かし、レファレンスや資料提供サービスを充実させます。	① レファレンス業務の充実 ② 魅力的な資料展示の実施 ③ 政策立案支援サービスの充実 ④ 府民向け講座等の開催		①③→継続 ②④→他機関との連携を図る等、発展的に継続	2-2	府民への情報サポートを担うレファレンス能力の高い府立図書館司書の育成と、蓄積したノウハウの継承に努めます。	①レファレンス業務の充実 ②レファレンス能力の高い府立図書館司書の育成
		2-3	ビジネス支援サービスの新たな展開と強化を図ります。	① ビジネス支援サービスにおける外部機関との連携		（担当：中之島図書館ビジネス支援課） 基本的に継続	2-3	障がい者サービスの充実を図るとともに、図書館利用に困難がある方へのサービスの向上を図ります。	障がいのある方や図書館利用に困難がある方へのサービスの拡大
		2-4	障がい者サービスの充実を図るとともに、府域全体の障がい者サービスの向上を図ります。	① 活字による読書や来館が困難な利用者への資料提供		（2-3に移動）	2-4	ビジネス支援に役立つ幅広い情報を提供します。	ビジネス支援に係る機関等と連携し、専門家や企業経営に係る人によるセミナーや講座等を中心に実施
		3-1	府域の子どもの読書活動を推進します。	① 子どもの読書活動推進に貢献する人材の育成 ② 子どもの読書に関する情報提供 ③ 外国語資料の利用促進		①→継続しつつ、新たな展開を図る ②③→発展的な継続を図る	3-1	府域の子どもの読書活動を推進します。	①子どもの読書活動推進に貢献する人材育成（と実践の場の提供） ②地域において子どもに係る読書・学習機会提供事業を実施している教育施設・団体等と連携（指標案：協議回数*）*協議にて子どもの読書や外国語資料に関する情報を提供
		3-2	広域自治体の図書館の視点から、学校等に対する支援を進めます。	① 学校関係者への支援 ② 府立学校等への支援 ③ 学校へ通うことが困難な子どもへの支援		基本的に継続しつつ、具体的方策を一部見直す	3-2	広域自治体の図書館の視点から、学校等に対する支援を進めます。	① 学校関係者への支援 ② 府立学校等への支援（例：YA向け情報発信の強化） ③ 学校へ通うことが困難な子どもへの支援
3	府立図書館は、府域の子どもが豊かに育つ読書環境づくりを進めるとともに、国際児童文学館の機能充実に努めます。	3-3	国際児童文学館資料の一層の活用を図ります。	① 所蔵資料の活用 ② データの整備	①→方法を工夫しながら継続 ②→継続	3-3	国際児童文学館資料の一層の活用を図ります。	①専門協力員、特別研究者制度の継続による資料紹介等の実施（→例：専用ポータルサイトの開設） ②網羅的収集資料の利活用 ③府民の児文館資料へのアクセス向上に向けて所蔵資料データの整備を継続	

基本方針		第三期（H28-30）			三期→四期の関係	第四期（2019（H31）-2022）		
		番号	重点取組業務	具体的方策		番号	重点取組業務（案）	内容
4	府立図書館は、大阪の歴史と知の蓄積を確実に未来に伝えます。	4-1	地域資料および古典籍を収集・保存し、デジタル化を進めます。	① デジタル形態の地域資料の収集 ② 古典籍のデジタル化及び閲覧入力		4-1	地域資料および古典籍を収集・保存し、積極的な利活用を図ります。	① 資料展示の実施 ② 府民向け講座等の開催
		4-2	デジタル化された地域資料および古典籍の活用により大阪に関する情報発信の強化を図ります。	① 情報発信の強化		4-2	府域の地域資料や情報を収集し、「デジタル大阪ポータル（仮称）」を充実することにより、大阪の歴史や文化についての情報発信を強化します。	市町村（立）図書館および他機関とのデータベース連携を進める
5	府立図書館は、府民に開かれた図書館として、地域の魅力に会う「場」と機会を提供します。	5-1	外部機関等との連携強化により、多彩な事業を実施し、賑わいづくりに貢献します。	① 生涯学習事業における外部機関等との連携（中央） ② 指定管理者との共同企画（中之島）	①→5-1、②→5-2に分割	5-1	「大阪から世界を知る」を基本コンセプトに生涯学習の拠点として図書館の魅力を高め、充実した事業を実施するとともに情報発信に努めます。（中央図書館）	①各種媒体に応じた情報発信の工夫 ②府や政府で実施されるイベントの気運醸成に向けた専門機関との連携強化（例：ラグビーワールドカップ、東京オリンピック） ③生涯学習事業の充実
		5-2	府立図書館の蔵書や機能、活動に関する情報発信を強化します。	① インターネットの活用 ② 外部メディアの活用（新聞社・テレビ等）	①②とも5-1、5-2でそれぞれ実施	5-2	「大阪の歴史と奇い」を基本コンセプトに外部機関等との連携強化により、多彩な事業を実施するとともに情報発信に努めます。（中之島図書館）	指定管理者との連携により多彩な展示事業や文化事業の展開

*網掛け：各方針の重点目標